

追加開催予告

第4回省エネ適合性判定に関する講習

建築物省エネ法において、平成29年4月施行予定である建築物エネルギー消費基準への適合性判定の制度では、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録要件として適合性判定員の選任が必要とされます。この制度の円滑な開始のためには、施行前に一定数の方に、適合性判定員の資格要件を満たしていただく必要があることから、当財団では、**国土交通省補助事業として事前講習「省エネ適合性判定に関する講習」を追加開催**することといたしました。

「適合性判定に関する講習」の修了者に発行する修了証が判定機関の登録に必要となります。**本講習の修了者は、法施行後に実施される「登録適合性判定員講習」の修了者と同等に扱われる予定**です。

1. 受講資格

受講できるのは、以下の①～③のいずれかに該当する方に限ります。

なお、所管行政庁の職員の方は、今回の講習は受講できません。

| | 受講資格 |
|---|---------------------------------|
| ① | 建築基準法第5条第1項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者 |
| ② | 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士 |
| ③ | 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士 |

2. 追加講習日及び会場

| | 開催地 | 講習日 | 会場 | 定員 |
|-----|-----|----------|---------------------------------------|------|
| 第4回 | 東京1 | 1月26日(木) | JA 共済ビルカンファレンスホール 東京都千代田区平河町 2-7-9 | 180名 |
| | 東京2 | 2月13日(月) | JA 共済ビルカンファレンスホール 東京都千代田区平河町 2-7-9 | 180名 |
| | 大阪 | 2月3日(金) | 千里ライフサイエンスセンター 大阪府豊中市新千里東町 1-4-2 | 140名 |

定員に達し次第、受付を終了します。

1社(支社、支店を問わず企業全体)あたりの応募人数は、12月中旬頃の公開を予定している受講・受験案内にてご案内致します。

3. カリキュラム、受講料・受験料など

当財団のホームページ「省エネ適合性判定に関する講習情報」(<http://www.ibec.or.jp/tekihan/index.html>)の『受講・受験案内』よりご確認ください。

4. 受付開始日

12月中旬頃の公開を予定している受講・受験案内にてご案内致します。

5. 問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-1 全共連ビル麹町館
一般財団法人建築環境・省エネルギー機構
建築研究部 適合性判定員講習係
TEL 03-3222-6997